

# 福岡県家畜衛生だより

発行者 公益社団法人福岡県畜産協会

福岡市博多区千代 4 丁目 1 - 27

電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276



令和 7 年度福岡県豚熱防疫演習

模擬豚を使用した殺処分と運搬車両の消毒

## 目 次

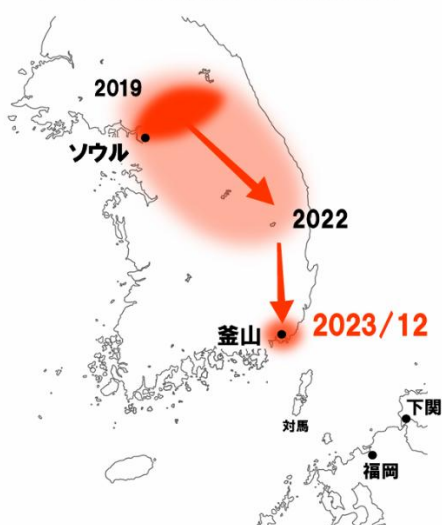
- 家畜伝染病予防法改正の概要（水際検疫の強化）……………P1
- 豚熱発生時の防疫措置における「選択殺処分」の導入について……………P4
- 家畜伝染病予防法が改正され牛のランピースキ病が家畜伝染病に追加されました……………P5
- 県内の牛ウイルス性下痢（BVD）の発生状況と対策……………P6
- 豚熱経口ワクチン散布について……………P7
- 令和 7 年シーズンの HPAI 発生状況について……………P9
- 令和 8 年度福岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を開催します……………P10
- 農場分割管理について……………P11
- 令和 7 年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について……………P12
- 家畜伝染病予防法の改正に伴う家畜防疫互助基金支援事業の見直し……………P13

## 家畜伝染病予防法改正の概要（水際検疫の強化）

農林水産省動物検疫所門司支所

近年、世界各地でアフリカ豚熱や口蹄疫などの家畜の伝染病が発生しています。特にアフリカ豚熱は、2018 年 8 月中国でアジア初の発生が確認され、その後、韓国、ベトナムを始め、アジア全域に発生が拡大しました。

### 朝鮮半島における アフリカ豚熱の感染拡大



朝鮮半島におけるアフリカ豚熱の感染拡大

一方、訪日外国人旅客数は、2024 年には 3,687 万人を記録し、日本政府は「観光立国推進基本計画」に基づき、2030 年までに訪日外国人旅行者数 6 千万人を目標としており、今後も増加する見込みです。こうした訪日外国人旅客数や外国人労働者の増加に伴い、携帯品や国際郵便による違法な畜産物の摘発件数は増加、2024 年には過去最高の約 20 万件（動物検疫年報より）となっています。

国際郵便物の検査においても、日本に持ち込むことができない畜産物の摘発が 2019 年頃から増加しており、これら国際郵便物の宛先が外国食材店である事例が確認されていま

す。また、2024 年度に行った外国食材店緊急調査では、違法畜産物が検疫をくぐり抜けて国内で販売され、その販売品からアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出された事例が確認されました。

これらを踏まえ、今後増加が見込まれる訪日外国人旅客等を対象とした空海港での水際対策に万全を期すために従来の対策を確実に実施しつつ、違法に持ち込まれた畜産物の販売等に対する規制を講ずるため、2026 年 7 月 1 日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が施行されました。

本改正のうち、水際対策の強化に関する主な内容は以下のとおりです（家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要の 3. 輸入禁止品への対応強化）。

- ① 輸入禁止品の販売等を禁止
  - ② 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与
- 本改正により、違法に輸入された畜産物の販売が禁止されるとともに、家畜防疫官は店舗等に立ち入り、商品や帳簿類等の検査や関係者への質問を行うことができるようになりました。また、必要に応じて検査のための物品の集取を行い、輸入禁止品等であることが確認された場合には廃棄することになります。さらに、廃棄があった場合は、廃棄処分を受けた者の氏名又は名称その他販売等に関する事項が動物検疫所のウェブサイトに掲載されます。

今般、6 年ぶりに家畜伝染病予防法が改正され、家畜防疫官による外国食材店等への立入検査は、これまでにない新たな取組ですが、違法に持ち込まれた畜産物が販売されている現状において非常に重要な取組です。動物検疫所では、都道府県をはじめとする関係機関

# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- 令和6年11月、福岡県でランブースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要  
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

## 法律案の概要

### 1. ランブースキン病を家畜伝染病に格上げ

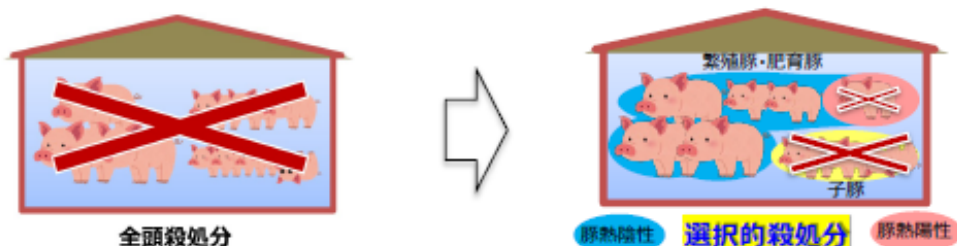
- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）  
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



### 2. 豚熱への効率的・迅速な対応

#### (1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更  
【第16条第1項、第17条】



#### (2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

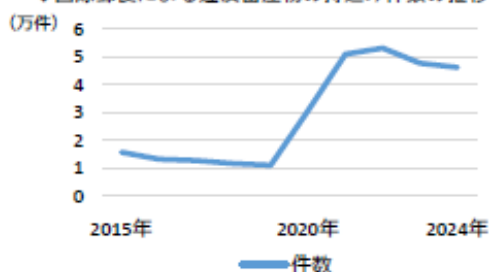
- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担【第60条第1項】

### 3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

- 輸入禁止品の販売等を禁止【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持ち込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



## 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(ただし、2(1)、(2)②は公布の日。2(2)①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

と連携しながら、海外から水際、国内流通まで切れ目のない防疫体制を構築し、アフリカ豚熱や口蹄疫などの家畜の伝染病の侵入防

止に取り組んでいきます。

日本の畜産を守るため、動物検疫へのご理解とご協力をお願いします。

令和8年7月1日に改正家畜伝染病予防法が施行されました

輸入検査を受けずに輸入された肉、肉製品は、国内で買ったものでも、**販売禁止**になります

動物検疫所が**立入検査**にいくことがあります

もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、**300万円の罰金**や、**3年まで刑務所に入れられる**ことがあります

肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに外国から日本に持ってきてはいけません  
誰かに日本に送ってもらうのはいけません

家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込みができない国・地域があります。  
持てきたいときは、外国から日本に送る前に肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください

といわせさき  
動物検疫所 (肉、肉製品)  
植物防疫所 (野菜・果物)

MAFF 農林水産省

家畜伝染病予防法改正のリーフレット

MAFF  
Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省  
ANIMAL  
QUARANTINE  
SERVICE

**NO**

**BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN  
IS PROHIBITED.**

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK!

肉製品持ち込み禁止ポスター

## 豚熱発生時の防疫措置における「選択的殺処分」の導入について

福岡県北部家畜保健衛生所

令和 8 年 5 月 19 日に家畜伝染病予防法が改正・施行され、ワクチン接種区域（北海道以外の都府県）において「選択的殺処分」が導入されました。

本制度は、「適切にワクチンを接種し免疫を持つ健康な豚は他へ感染させるリスクがない」という科学的知見に基づき、農家の経営に与える影響と防疫の負担を軽減するために導入されました。

感染リスクのある豚に限定した殺処分「選択的殺処分」と、消毒によるウイルスの除去、殺処分を除外された豚の監視を行う「監視プログラム」を組み合わせることで、健康な豚の飼育を続けながら農場の清浄化を目指します。

### 1 殺処分される豚の範囲

殺処分範囲は県が国と協議の上で厳格に決定し、農場側で選ぶことはできません。対象は以下の通りです。

#### ① ワクチン免疫が未成立の豚

- ・ワクチン未接種の豚
- ・ワクチン接種後 20 日未満の豚
- ・明らかに成長が遅い発育不良の豚

#### ② 既に感染している豚

- ・豚熱の症状があり、PCR 検査で陽性の豚

#### ③ その他、家畜防疫員が必要と判断した豚

- ・畜舎消毒のための隔離先がない豚など

制度改正により防疫作業完了（殺処分、死体、汚染物品の消毒及び 1 週間間隔で実施する 3 回の消毒完了）までに、残された母豚から生まれてくる子豚は、移行抗体しか有していないため、順次殺処分（人工流産等）の対象となります。また、ワクチン接種が不適切だった場合やウイルスが広範囲に広がっている場合は、例外的に全頭処分となります。

### 2 監視プログラム

「監視プログラム」とは、防疫措置完了後残された豚を移動制限と報告徴求により監視し、一定期間（最短で 28 日間）再発がないことをもって農場の清浄性を確認するものです。

ただし、臨床上異状がない等の条件を満たせば、以下の移動は可能です。

- ① と畜場への出荷
- ② 肥育農場への子豚の移動
- ③ 精液・死体の移動
- ④ 豚の導入など

監視プログラムの終了時にすべての豚の検査を行い、陰性が確認されれば制限は解除されます。

### 3 手当金

これまでの全頭殺処分とは異なり、特別手当金(1/5)は交付されず、通常の手当金(4/5)のみ交付されます。また、あらかじめ人工流産により処分した場合も交付の対象となります。なお、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合は、手当金は減額となります。

### 4 豚熱清浄化ロードマップ

国はマーカーワクチンの実用化や野生イノシシとの適切な隔離などにより、2050 年を目途とした飼養豚での豚熱清浄化を目指しています。数十年先の話にはなりますが、豚熱の清浄化間近もしくは達成後は、以前の全頭殺処分に戻ります。

### 5 おわりに

選択的殺処分が導入された後も、侵入防止の基本は変わりません。引き続き「適時・適切なワクチン接種」と「飼養衛生管理の徹底」を両輪とした防疫対策をお願いいたします。

## 家畜伝染病予防法が改正され 牛のランピースキン病が家畜伝染病に追加されました

福岡県中央家畜保健衛生所

令和 8 年 5 月、家畜伝染病予防法が改正され、牛のランピースキン病が家畜伝染病へ追加されました。これにより、今までは本病が発生した場合、生産者が自主的に発症牛の淘汰を行っていましたが、これからは法的強制力をもって殺処分等の防疫対応を実施します。

### 1 ランピースキン病の特徴と発生状況

ランピースキン病は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、生乳の生産等にも影響があるため、特に酪農に深刻な経済的被害をもたらします。致死性は低いものの、有効な治療法はなく、吸血昆虫により急速にまん延します。

国内での発生状況としては、令和 6 年 11 月に福岡県内の農場で国内初の発生が確認されました。その後、熊本県でも発生が確認され、両県合わせて 22 農場 230 頭の発症が確認されました。国内では令和 7 年 2 月以降新たな発生は確認されていませんが、韓国では今年 7 月に発生が確認されており、国内への侵入リスクが高まっています。引き続き、吸血昆虫対策、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。



発症牛の皮膚の病変

### 2 これまでの対策と課題

これまでは、生産者の自主的な淘汰や出荷自粛によってまん延防止措置を講じていたため、法的強制力をもって対策を講じることができず、感染が拡大しました。また、淘汰や出荷自粛を行った生産者への法に基づく支援もありませんでした。

### 3 新たに義務付けられる主な対応

家畜伝染病に追加されたことで、以下の対応が義務付けられます。

- ・発症牛の隔離及び殺処分
- ・緊急ワクチン接種
- ・畜舎等の消毒
- ・移動制限 等

また、殺処分した牛や移動制限に対する損失を法に基づき支援することができるようになりました。



ランピースキン病に関連する情報は農林水産省 HP に掲載されています。上の QR コードよりご確認ください。



## 県内の牛ウイルス性下痢（BVD）の発生状況と対策

（公社）福岡県獣医師会産業動物部会

### 1 牛ウイルス性下痢とは

BVD ウイルス（以下 BVDV）によって起こる感染症で、名前に「下痢」とありますが、実際には下痢だけでなく、発熱、食欲低下、乳量・繁殖成績の低下、流産や異常産、発育不良、免疫力低下による他の感染症の増加などを引き起こします。福岡県内においても近年、農場内および預託育成牧場においても発生が認められています。

### 2 特に問題となる「PI 牛」

BVD 対策で最も重要なのが、**\*\*持続感染牛（PI 牛）\*\***です。

妊娠中の母牛が特定の妊娠時期に BVDV へ感染すると、胎子がウイルスを異物として認識できず、生涯にわたって大量の BVDV を排泄する PI 牛として生まれることがあります。PI 牛は一見健康に見える場合もあるため、見た目だけでは判断できません。

PI 牛が農場内にいると…

PI 牛は鼻汁、唾液、糞便、尿などから継続的にウイルスを排泄します。

そのため、1 頭の PI 牛が農場全体の感染源となる可能性があります。特に全く免疫を獲得していない牛群にウイルスが侵入すると、爆発的に感染が広がり、多くの PI 牛が産出されてしまう可能性があります。



虚弱産子の PI 牛

### 3 BVD 対策の基本

BVD 対策では、次の 3 つが重要です。

#### ① PI 牛を見つける

血液・耳片などを用いた検査によって BVDV 感染牛を確認します。

搾乳牛群においてはバルクスクリーニング検査の有効性も報告されています。

#### ② PI 牛からの感染拡大を防ぐ

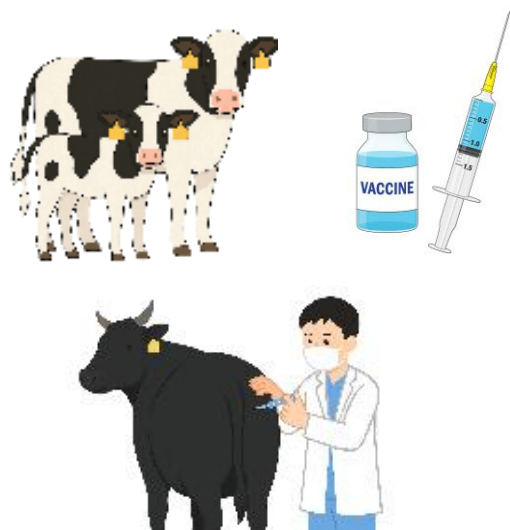
PI 牛が確認された場合は、他の牛への感染を防ぐため速やかな対応が必要です。

#### ③ BVDV を農場に持ち込まない

特に、導入牛や預託から戻ってきた牛、共進会など農場外へ移動した牛には注意が必要です。

移動の多い農場につきましては、十分な隔離や予防が困難であるため、BVD のワクチン接種を推奨しています。

ワクチン接種においては、BVDV には 1 型、2 型と異なる株が存在するため、両方の型が含まれたワクチン接種を推奨します。



## 豚熱経口ワクチン散布について

福岡県農林水産部畜産課

### 1 福岡県の野生イノシシでの豚熱発生状況

令和7年8月19日、県内で初めて野生イノシシで豚熱の陽性が確認されました。その後も感染が拡大し、令和8年8月20日現在12市町で合計80事例の陽性が確認されています（図1）。

これを受け本県では、野生イノシシ間での感染拡大を防止するため、豚熱経口ワクチンの散布を実施しています。

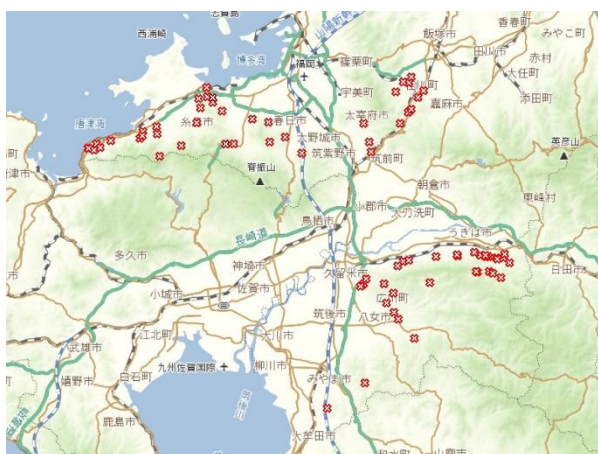


図1：県内の野生イノシシでの豚熱陽性地点

※最新の情報は県HPをご確認ください↓



### 2 福岡県での豚熱経口ワクチンの散布状況

本県では、これまでに福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、八女市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、桂川町、筑前町、東峰村、広川町の22市町村で延べ1,069地点に、合計約2万3千個のワクチンを散布しています。（表1参照）

### 3 豚熱経口ワクチンの接種率について

#### （1）ワクチンの回収及び摂食状況の確認

ワクチンの接種率を調査するため、散布から5日経過以降にワクチンを回収し、摂食状況を確認しています。回収時に①食べられずに放置されている②イノシシの摂食痕がある③イノシシ以外の摂食痕がある④何も残っていないの4パターンに分け（図2）、さらに周辺にイノシシが生息している痕跡がないか確認します。

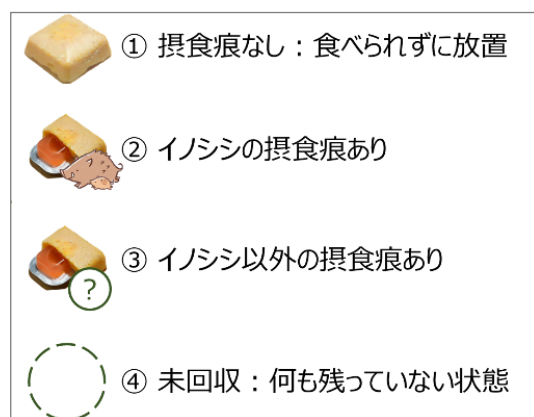


図2：ワクチンの摂食状況による分類

#### （2）接種率の算出方法

回収したデータを基に、図3に示す算出方法により、ワクチンの接種率を算出しています。当県では、県全体で約53.4%の接種率でした。今後は他県の事例やデータも参考に更に接種率を向上させたいと考えています。

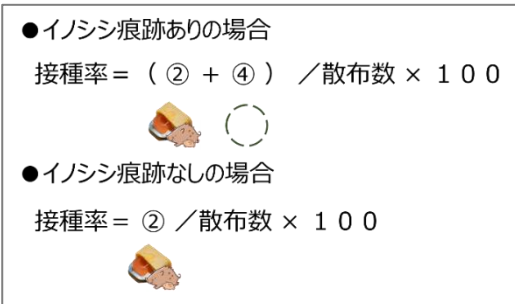


図3：接種率の算出方法

4 今後の豚熱経口ワクチンの散布について  
令和8年度から年に2回の定期散布を実施しており、1回目は令和7年度に散布した地域を対象に6～7月に散布しました。2回目は野生イノシシの感染が拡大している現状を踏まえ、

県内の野生イノシシに広く免疫を付与するため、県全域を対象に9～12月に散布予定です。今後は、県全域を対象に年に2回の定期散布を継続し、豚熱の感染拡大防止及び養豚場での豚熱発生防止に努めます。

表1：県内の経口ワクチン散布状況

| 散布地域      | 散布日                | 回収日        | 散布地点数   | 散布個数（個） | 接種個数<br>（推定イノシシ摂食数） | 接種率<br>（推定イノシシ摂食率） |
|-----------|--------------------|------------|---------|---------|---------------------|--------------------|
| 久留米散布①    | 8月27日～29日          | 9月4日、5日    | 84      | 1,631   | 941                 | 57.7%              |
| 久留米散布②    | 10月6日、7日、9日        | 10月14日、15日 | 84      | 1,598   | 820                 | 51.3%              |
| うきは散布①    | 9月16日～19日          | 9月24日～26日  | 112     | 3,433   | 1,823               | 53.1%              |
| うきは散布②    | 10月16日、17日、23日、24日 | 10月28日～30日 | 112     | 3,380   | 1,552               | 45.9%              |
| 糸島散布①     | 9月24日～26日          | 10月2日、3日   | 30      | 604     | 301                 | 49.8%              |
| 糸島散布②     | 11月5日              | 11月11日     | 30      | 596     | 352                 | 59.1%              |
| 基山散布①     | 10月27日             | 11月4日      | 24      | 420     | 302                 | 71.9%              |
| 基山散布②     | 11月27日             | 12月4日      | 24      | 420     | 242                 | 57.6%              |
| 太宰府散布①    | 11月12日、13日         | 11月20日、21日 | 40      | 800     | 514                 | 64.3%              |
| 太宰府散布②    | 12月15日、16日         | 12月22日、23日 | 39      | 800     | 580                 | 72.5%              |
| 糸島(全域)散布① | 1月19日、20日          | 1月26日、27日  | 50      | 1,000   | 523                 | 52.3%              |
| 糸島(全域)散布② | 2月25日、26日          | 3月4日、5日    | 50      | 1,000   | 565                 | 56.5%              |
| 福岡(西部)散布① | 4月8日、9日            | 4月15日、16日  | 50      | 1,000   | 468                 | 46.8%              |
| 福岡(西部)散布② | 5月13日、14日          | 5月20日、21日  | 50      | 1,000   | 463                 | 46.3%              |
| 飯塚散布①     | 6月16日              | 6月23日      | 30      | 600     | 集計中                 | 集計中                |
| 飯塚散布②     | 7月15日              | 7月23日      | 30      | 600     |                     |                    |
| 定期(前期)散布① | 6月25日～7月2日         | 7月3日～10日   | 99      | 1,980   |                     |                    |
| 定期(前期)散布② | 7月13日～21日          | 22日～29日    | 101     | 2,020   |                     |                    |
| 八女散布①     | 7月14日              | 7月24日      | 10      | 200     |                     |                    |
| みやま散布①    | 8月5日               | 8月12日      | 10      | 200     |                     |                    |
| 八女散布②     | 8月18日              | 8月25日      | 10      | 200     |                     |                    |
| 県全体       | —                  | —          | 延べ1,069 | 23,482  | 9,446               | 53.4%              |

※県全体の接種率は回収成績が判明している散布地域のデータのみを使用して算出

## 令和 7 年シーズンの HPAI 発生状況について

福岡県筑後家畜保健衛生所

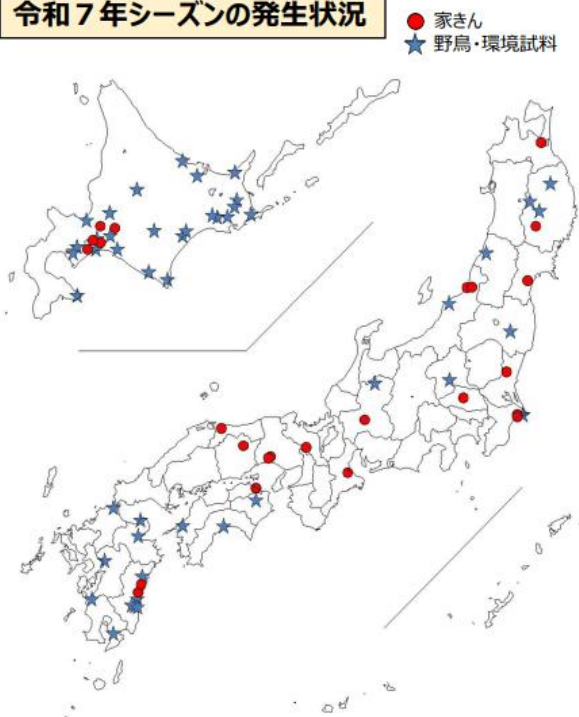
### 1 家きんにおける発生状況

令和 7 年シーズンは、全国 16 道府県で 24 事例の HPAI 家きん陽性事例が確認され、採卵鶏 17 事例、肉用鶏 5 事例、あひる 1 事例、うずら 1 事例で、合計約 576 万羽が殺処分の対象となりました。24 事例中 12 事例が 20 万羽以上の大規模農場での発生、8 事例は 5 年以内に発生歴のある農場であり、一件あたりの被害規模が大きいことが特徴です。令和 7 年シーズンの HPAI の初発は 10 月 15 日で前シーズンと同程度の時期でしたが、最終発生は 4 月 22 日と前シーズンの 2 月 1 日より収束に時間がかかりました。

### 2 野鳥における発生状況

野鳥での陽性確認は、前シーズン同様、家きんより早く始まりました。全国 16 道県で 171 事例が確認され、福岡県でも北九州市に

#### 令和 7 年シーズンの発生状況



出典：農水省 HP

て 1 例発生しています。一方、家きんで発生があった 11 府県では野鳥などの感染報告がなく、このことは近隣の発生状況によらず、国内ではシーズン中どこでも感染リスクが存在することを示しています。

### 3 哺乳動物におけるウイルスの分離状況

北海道では国内で始めてアライグマ及びテンの死体から、岩手県ではクマネズミの死体から HPAI ウイルスが分離されました。野鳥の排せつ物や死骸に触れた動物によりウイルスが伝播する可能性があることから、野生動物の侵入予防対策が必要です。

### 4 今シーズンに向けた対策のお願い

これからシーズンを迎えるにあたり、今のうちから飼養衛生管理基準の遵守の徹底を進めていただくことが重要です。特に、大規模農場では令和 8 年 10 月 1 日より飼養衛生管理基準の項目に塵埃対策(フィルターの設定、噴霧装置の導入など)を講じることが新たに追加されますので、早めの準備をお願いします。また、農場経営や社会への影響を最小限にする分割管理の検討が必要と考えられます。更に今年 1 月より、過去に HPAI の発生実績が複数ある地域、または養鶏農場の密集地域を「大臣指定地域」として指定する制度が始まりました。福岡県内では、糸島市と福岡市の西部エリアが指定地域に該当するため、野鳥対策や消毒薬の備蓄などについて、取り組みが必要です。少しでも家きんの異状を感じたら、早急にご通報ください。被害の拡大を防ぐ最も重要な備えとなります。

## 令和8年度福岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を開催します

福岡県中央家畜保健衛生所

### 1 開催目的

本演習は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ的確な防疫措置が実施できるよう、県の関係機関、市町村、関係団体の職員を参集し、防疫作業に係る動員の流れやそれぞれの役割を確認することを目的としています。

今回の演習では、昨年度、国から民間事業者の活用推進が示されたことを踏まえ、県が殺処分の一部を民間事業者に委託した場合に円滑に防疫措置を実施できるよう課題と対処方法を検討します。

### 2 開催日時・場所

令和8年10月22日（木）13：30～16：30  
福岡県農業大学校体育館及びグラウンド

### 3 参集範囲

- (1) 県庁関係各課、家畜保健衛生所・農林事務所等出先機関及び県警察本部
- (2) 県内市町村関係各課（係）
- (3) 県域及び地域畜産関係団体
- (4) 家さん飼養者及び関係者
- (5) 防疫支援協定団体、協力会社等
- (6) 九州・沖縄・山口各県
- (7) 農林水産省消費・安全局動物衛生課、九州農政局、動物検疫所門司支所、国土交通省九州地方整備局等

### 4 演習内容

#### (1) 座学

##### 1) 防疫措置概要説明

発生状況、防疫措置の流れ、民間事業者の活用等

##### 2) 民間事業者による他県での活動事例紹介

#### (2) 実演型演習

##### 1) 集合場所運営

県職員と民間事業者の受入れ等

##### 2) 防疫テント運営

県職員と民間事業者の受入れ等

##### 3) 発生農場における防疫措置

コンテナを用いた殺処分等

#### ※ 参考画像（演習のイメージ）



防疫テントの運営、動員者の受け入れ



コンテナを用いた殺処分

# 農場分割管理について

福岡県両筑家畜保健衛生所

## 1 背景

令和 7 年 9 月 29 日に飼養衛生管理基準が一部改正されました。

今回の改正により、家きんでは 20 万羽以上を飼養する大規模所有者に対し、「農場分割管理」の導入を検討することが新たに義務付けられました。

## 2 農場分割管理とは

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した際には、まん延防止の観点から、当該農場において飼養されている家畜は全て殺処分する必要があります。また、発生農場以外であっても、関連農場として殺処分の対象となる場合があります。

「農場分割管理」とは、あらかじめ農場を複数に分割し、人・物等による交差汚染を取り除いておくことで、万が一の発生時に発生農場となる範囲を限定し、影響を最小限に抑えるための取り組みです。具体的には、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に基づき、1 つの農場を複数の衛生管理区域に分け、分割した後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱い、さらに人・物等の動線も分けて飼養衛生管理を行います。

## 3 農場の分割管理の進め方

- ① 生産者が自ら取り組むことを決定した上で、具体的な方法について都道府県に相談する。
- ② 相談を受けた都道府県は、必要な指導を実施し、分割管理の開始時及び継続的に実施状況を確認する。
- ③ 生産者は、分割後の農場ごとに飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、定期報告（年 1 回）を実施する。

## 4 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- ① 隣接する衛生管理区域の境界に柵等を設け、分割後の農場を明確に区分する。
- ② 分割後の農場ごとに作業者を分けるとともに、車両や作業者の出入口を設け、それぞれ消毒等を実施する。  
家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施する。
- ③ 集卵ベルト等、畜舎をまたがる機材は原則、農場間で共用しない。
- ④ 発生時の影響を考慮し、堆肥舎等は原則、共同利用しない。
- ⑤ 分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には、畜舎排気口へのフィルター設置等の病原体拡散防止対策を図った上で、防疫措置を実施する。  
非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施する。

## 5 生産者のみなさまへ

農場分割管理の導入により、万が一の際に農場全体の殺処分を避け、損失を最小限とすることが可能となります。

本取り組みの導入に当たっては、費用の一部を支援する制度もあります。

具体的な導入方法やご不明点な点については、お気軽に管轄の家畜保健衛生所までご相談ください。

### 【参考】

- ・農場の分割管理に当たっての対応マニュアル



## 令和7年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について

農林水産部畜産課

令和7年度福岡県家畜保健衛生業績発表会が令和7年11月6日に開催されました。

発表された演題は、家畜保健衛生所の運営及び家畜保健衛生の企画推進に関する業務が7題と、家畜の保健衛生に関する試験及び調査成績が6題の計13題です。令和6年度に国内で初めてランピースキン病が県内の農場で発生したため、ランピースキン病に関する演題が半数近くを占めました。発表演題の集録は、福岡県のHPにて公開しています。

また、特別講演として、岐阜大学応用生物科学部獣医学講座野生動物医学研究室内の鈴木正嗣先生を講師にお迎えし、「野生動物の生息状況ならびに管理に係る現状と課題〜採材ならびに考察にあたっての留意点〜」についてご講演いただきました。

発表された演題は、日生研株式会社、明治アニマルヘルス株式会社及び株式会社微生物化学研究所よりお迎えした3名の学識経験者の他、畜産課企画監、畜産課家畜衛生係長、農林業総合試験場畜産部長、各家畜保健衛生所長により厳正な審査を行い、以下の3題が第67回九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会の発表演題に選出されました。

- 課題解決に取り組みながら推進したランピースキン病ワクチン接種(中央家畜保健衛生所)
- ランピースキン病の抗体検査方法に関する検証(中央家畜保健衛生所)
- ランピースキン病に罹患したホルスタイン子牛の死亡事例(中央家畜保健衛生所)

第67回九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会は、令和8年7月7日に長崎県で開催され、「課題解決に取り組みながら推進したランピースキン病ワクチン接種」が第67回全国家畜保健衛生業績発表会の発表演題に選出されました。

最後に、令和8年度福岡県家畜保健衛生業績発表会は令和8年11月17日に開催予定です。昨年度に引き続き、数多くの素晴らしい演題が発表されることを期待しています。

県HP：福岡県家畜保健衛生業績発表会



## 家畜伝染病予防法の改正に伴う家畜防疫互助基金支援事業の見直し

(公社) 福岡県畜産協会

豚熱発生時に「選択的殺処分」が実施された場合の家畜防疫互助援事業見直しについて、以下のとおりお知らせします。

### 家伝法改正（選択的殺処分の導入）を受けた互助事業の見直し

改正法の公布にあわせ、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添5の1「牛・豚家畜防疫互助基金支援事業」が改正。

選択的殺処分（豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第7-2の規定に基づく殺処分）実施時の互助金交付について規定した別添が新設。



要綱別添5の1

これまでの全頭殺処分実施時の互助金交付との差違は以下の2点。

- ① 殺処分対象外の繁殖用種豚（雌）から産まれる豚をもって規模回復を図る場合の空舎期間は、移動制限等措置日から選択的殺処分の実施後に最初に産まれた自家産豚（殺処分対象から除外された豚）が当該農場におけると畜場等への平均出荷日齢に到達するまでの期間とする。
- ② 互助金交付対象となる肥育豚は、「21日齢以上のもの」ではなく「全ての日齢のもの」とする。

### 家伝法改正（選択的殺処分の導入）を受けた互助事業の見直し（イメージ）

#### 変更前

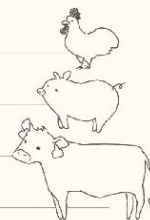
|       | 繁殖豚 | 肥育豚 | 肥育豚<br>(21日齢未満) | 肥育豚<br>(生前) |
|-------|-----|-----|-----------------|-------------|
| 積立金納付 | ○   | ○   | —               | —           |
| 交付対象  | ○   | ○   | —               | —           |

#### 変更後

|       | 繁殖豚 | 肥育豚   |        | 肥育豚<br>(21日齢未満) | 肥育豚<br>(生前) |
|-------|-----|-------|--------|-----------------|-------------|
|       |     | 殺処分対象 | 殺処分対象外 |                 |             |
| 積立金納付 | ○   | ○     | ○      | —               | —           |
| 交付対象  | —   | ○     | —      | ○               | ○           |

# 食卓からの、 ありがとう。

私たちがおいしい牛乳やお肉、  
卵を食べられるのは、  
畜産に携わるすべての人のおかげです。  
さまざまな人の努力や想いがあるからこそ、  
今日の食卓が豊かになっている。  
そのことを、私たちは知っています。  
おいしい国産の畜産物が、  
この先も続いていくように。  
豊かな畜産の未来に向かって、  
できることを続けます。



国産の牛乳、お肉、卵を  
食べてまもう。



地方競馬と全国の畜産会組織は日本の畜産を応援しています。  
地方競馬の売上の一部は、地域のくらしや畜産の振興に役立てられています。

<https://jlia.lia.gr.jp/tekiseikakaku/>

畜もう、豊かな畜産の未来へ

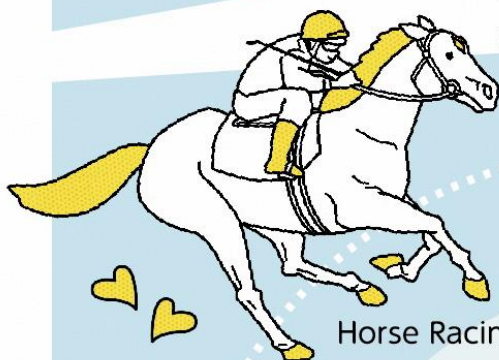
公営社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK  
INDUSTRY ASSOCIATION



# みんなのくらしと 地方競馬



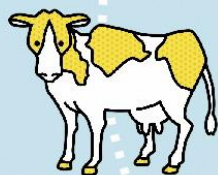
Horse Racing



Welfare  
& Culture



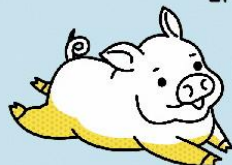
## 地域とともに 未来へ歩む



畜産を応援!



Livestock



地方競馬全国協会

<http://www.keiba.go.jp/>

地域貢献も!!



地方競馬の  
収益金は、  
畜産振興及び  
地方財政の改善に  
活用されて  
います。



GO馬君



毎日どこかで走ってる  
あなたのそばに  
馬たちのドラマ

口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等  
から家畜を守るために



6

## 毎月20日は 「ふくおか一斉消毒の日」

病原体の侵入、疾病のまん延を防止するには、県全体での防疫対策が重要です。

毎月20日は、定期的な消毒に加え、県内一斉消毒に取り組みましょう！

全ての畜産関係者のご理解とご協力をお願いします。

家畜の異状の早期発見・早期通報をお願いします。

### 【 福 岡 県 】



**飼養状況の定期報告  
をお願いします！**

**病原体を  
持ち込まない！  
拡げない！  
持ち出さない！**



家畜衛生情報・ご相談は最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3498 FAX 092-643-3517  
畜産課

中央家畜保健衛生所 福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5 TEL 092-633-2920 FAX 092-633-2851

北部家畜保健衛生所 嘉麻市大字漆生 587-8 TEL 0948-42-0214 FAX 0948-42-1376

両筑家畜保健衛生所 久留米市合川町 1642-1 TEL 0942-30-1037 FAX 0942-35-9198

筑後家畜保健衛生所 筑後市大字和泉 606-1 TEL 0942-53-2405 FAX 0942-53-2723